

## 保育の利用を必要とする理由を証明する書類

※保護者のいずれもが、次のいずれかに該当する場合に認定されます。

事由	要件・入所期間など	添付書類
①就労 月に48時間以上の就労をする 場合が該当します。	月に48時間以上 (参考 1日4時間以上かつ 月12日以上くらい)	在職証明書
②妊娠、出産	産前3か月、出生日の翌日から起算 して8週を経過した月の末日まで	出産予定日がわかる母子手帳の写し 又は出産予定証明書
③保護者の疾病、障害	疾病等が原因で保育ができないなど、自 宅療養の期間も含めた記載が必要です。	医師の診断書
④同居の親族の介護・看護 (長期入院も含む)	必要と認められる期間	病人等看護届 及び医師の診断書(身 障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の写し 等でも可)
⑤災害復旧	火災や風水害などで家庭を失ったり、家 屋の破損による復旧の間	罹災証明
⑥求職活動	入所後90日 ※延長を希望する場合は求職活動状 況を届出た上で、期間延長の手続き が必要です。	ハローワークの求職受付票の写し 及び 就労予定申立書
⑦就学・職業訓練	学校を卒業するまでの期間等必要な 期間	在学証明書等
⑧虐待・DVのおそれがある	必要と認められる期間	
⑨育児休業取得中で、既に保育 を利用している子どもがいて、 継続利用が必要であること	育児休業の対象児童が1歳になって 最初の3月31日まで (特別の理由がある場合を除く)	在職証明書 ※育児休業期間の記載が必要です。
⑩その他、特に必要であると市 が認める場合	必要と認められる期間	※理由に応じて異なる

※上記書類以外にも、場合により新たな書類の提出をお願いする場合があります。